宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇　治　市
総務・市民協働部
総　務　課
電話 22-3141番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
㈱T-Flap

目　次

条　例

○条例第２６号　宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……（人事課）…2
○条例第２７号　宇治市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例……（市民協働推進課）…2
○条例第２８号　宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例……（まち美化推進課）…2
○条例第２９号　宇治市水道事業給水条例及び宇治市公共下水道条例の一部を改正する条例……（上下水道総務課）…2
○条例第３０号　宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……（保育支援課）…2
○条例第３１号　宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……（保育支援課）…3

規　則

○規則第３２号　宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（人事課）…4
○規則第３３号　宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則……（人事課）…4

告　示

○告示第９９号の２　老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱及び宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱……（年金医療課）…4
○告示第１０８号　宇治市文化芸術功労賞表彰要綱
……（文化スポーツ課）…4
○告示第１１０号　市道路線の区域の変更……（建設総務課）…5
○告示第１１１号　市道路線の供用の開始……（建設総務課）…5
○告示第１１２号　重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱
……（年金医療課）…5

公　告

○公告第７８号　都市公園の設置……（公園緑地課）…6

公　営　企　業

○規程第４号　宇治市水道事業給水条例施行規程及び宇治市漏水による水道使用料の減額に関する規程の一部を改正する規程……6
○規程第５号　宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程の一部を改正する規程……6
○規程第６号　用途別認定基準の一部を改正する基準……7
○規程第７号　洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の一部を改正する規程……7
○規程第８号　宇治市企業職員給与支給規程の一部を改正する規程
○規程第９号　宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程……7
○規程第１０号　宇治市排水設備指定工事業者規程の一部を改正する規程……7
○告示第６号　公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始……8

条　例

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和８年１０月１４日

宇治市長　松村　淳子

宇治市条例第２６号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和２６年宇治市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項中「８４０円」を「１，１２０円」に、「１，６８０円」を「２，２４０円」に改め、同条第２項中「１，０８０円」を「１，４４０円」に、「２，１６０円」を「２，８８０円」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の内払）

２　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例第１０条の規定により支給された特殊勤務手当は、改正後の条例第１０条の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

（掲示済）

宇治市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和８年１０月１４日

宇治市長　松村　淳子

宇治市条例第２７号

宇治市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

宇治市認可地縁団体印鑑条例（平成５年宇治市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１０条ただし書中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（掲示済）

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和８年１０月１４日

宇治市長　松村　淳子

宇治市条例第２８号

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成８年宇治市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１３条第２項及び第１４条第１項中「第６条の２第５項」を「第６条の２第７項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（掲示済）

宇治市水道事業給水条例及び宇治市公共下水道条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和８年１０月１４日

宇治市長　松村　淳子

宇治市条例第２９号

宇治市水道事業給水条例及び宇治市公共下水道条例の一部を改正する条例

（宇治市水道事業給水条例の一部改正）

第１条　宇治市水道事業給水条例（昭和３７年宇治市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１１条中第３項を第４項とし、同条第２項中「前項本文」を「第１項本文及び前項」に、「、指定給水装置工事事業者」を「、指定給水装置工事事業者及び他の水道事業者が法第１６条の２第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、管理者は、災害その他非常の場合において必要があると認めるときは、他の水道事業者（法第３条第５項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第１６条の２第１項の指定をした者に給水装置工事を施行させることができる。

第１３条第２項及び第３７条の２第２項本文中「、指定給水装置工事事業者」を「、指定給水装置工事事業者等」に改める。

（宇治市公共下水道条例の一部改正）

第２条　宇治市公共下水道条例（昭和５９年宇治市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項に次のただし書を加える。

ただし、管理者は、災害その他非常の場合において必要があると認めるときは、他の公共下水道管理者（法第４条第１項に規定する公共下水道管理者をいう。）が指定をした者に排水設備の新設等の設計及び工事を行わせることができる。

第８条第１項中「排水設備指定工事業者」を「排水設備指定工事業者及び前条第１項ただし書の規定により排水設備の新設等の設計及び工事を行わせる必要があると認められた者」に改める。

第２２条第１項各号列記以外の部分中「、第７条第１項」を「、第７条第１項本文」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（掲示済）

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和８年１０月１４日

宇治市長　松村　淳子

宇治市条例第３０号

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年宇治市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者によ

る児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第２９条第３項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３１条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４４条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４７条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たつては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和６年宇治市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

附則第２項前段中「、当分の間」を「、令和１０年３月３１日までの間」に、「規定」を「規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」に改め、同項後段中「規定」を「規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」に改め、附則に次の１項を加える。

３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第１３条の改正規定は令和８年１２月２５日から施行する。

（掲示済）

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和８年１０月１４日

宇治市長　松村　淳子

宇治市条例第３１号

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年宇治市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１４条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者によ

る児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

（掲示済）

規　則

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和８年１０月１４日

宇治市長　松村　淳子

宇治市規則第３２号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和２８年宇治市規則第４号）の一部を次のように改正する。

別表中「８４０円」を「１，１２０円」に、「１，６８０円」を「２，２４０円」に、「１，０８０円」を「１，４４０円」に、「２，１６０円」を「２，８８０円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（掲示済）

宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和８年１０月１６日

宇治市長　松村　淳子

宇治市規則第３３号

宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

宇治市職員退職手当支給規則（昭和２８年宇治市規則第５号）の一部を次のように改正する。

第６条第１６項中「求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第１２号）」を「厚生労働省職業安定局長が定める求職活動支援費（広域求職活動費）支給申請書」に、「別記様式第１２号の２」を「別記様式第１２号」に、「別記様式第１２号の３」を「別記様式第１２号の２」に改める。

別記様式第１２号を削り、別記様式第１２号の２を別記様式第１２号とし、別記様式第１２号の３を別記様式第１２号の２とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（掲示済）

告　示

宇治市告示第９９号の２

老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱及び宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和８年９月３０日

宇治市長　松村　淳子

老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱及び宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

（老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱の一部改正）

第１条　老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和５６年宇治市告示第６７号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「の保険医療機関及び保険薬局」を「に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第８８条第１項に規定する指定訪問看護事業者」に改める。

第１０条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証の提示に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を利用し、受給者の資格に係る情報の照会を行うことにより、当該保険医療機関等が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。

第１９条中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部改正）

第２条　宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱（平成５年宇治市告示第１０９号）の一部を次のように改正する。

第９条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証の提示に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を利用し、受給者の資格に係る情報の照会を行うことにより、当該保険医療機関等が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第１条中老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱第１９条の改正規定は、令和８年１０月１日から施行する。

（掲示済）

宇治市告示第１０８号

宇治市文化芸術功労賞表彰要綱を、次のように定める。

令和８年１０月１９日

宇治市長　松村　淳子

宇治市文化芸術功労賞表彰要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、宇治市内において、文化芸術活動（宇治市文化芸術振興条例（令和元年宇治市条例第２５号）第９条第１項に規定する文化芸術振興基本計画の対象とする文化芸術活動をいう。以下同じ。）に永年従事し、市民文化の向上発展や伝統文化の継承等を通じて、市の文化芸術の振興に貢献し、特に功労があった者又は団体に対し、市長が行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

（表彰の対象）

第２条　宇治市文化芸術功労賞として表彰するものは、市内に住所を有する者、市内に勤務し、若しくは在学する者、市内に文化芸術活動の拠点を有する団体若しくはこれに所属する者又はこれらに準ずるもので、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

⑴　宇治市において１０年以上文化芸術活動の指導的立場に従事し、文化芸術の継承発展に貢献したもの

⑵　宇治市において２０年以上文化芸術活動に従事し、市民文化の向上発展に貢献したと認められるもの

⑶　宇治市において２０年以上文化芸術活動に従事し、伝統文化の継承に貢献したもの

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が表彰することが適当であると認めたもの

（被表彰候補者の募集及び推薦）

第３条　被表彰候補者の募集は、公募により行う。

２　被表彰候補者の推薦は、他薦とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

３　被表彰候補者を推薦しようとする者は、宇治市文化芸術功労賞推薦調書により市長に提出しなければならない。

（被表彰者の決定）

第４条　被表彰者は、前条の規定により推薦された被表彰候補者のうちから宇治市文化芸術功労賞選考委員会（以下「委員会」という。）の選考を経て市長が決定する。

２　前項の規定にかかわらず、委員会を開く暇がないときは、委員会の選考を経ないで、市長が決定する。

（表彰の方法）

第５条　表彰は、特別な場合を除くほか毎年１回市長が表彰状及び賞を授与して行う。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

（掲示済）

宇治市告示第１１０号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間　　令和８年１０月３０日から１４日間

令和８年１０月３０日

宇治市長　松村　淳子

路線名	区間	前後別	幅員（m）	延長（m）	備考
広野町４２号線	広野町一里山３８番地の９ 広野町一里山３８番地の４	前	～４．０	２４．５	
	広野町一里山３８番地の９ 広野町一里山３８番地の４	後	６．０	２４．５	

宇治市告示第１１１号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間　　令和８年１０月３０日から１４日間

令和８年１０月３０日

宇治市長　松村　淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
広野町４２号線	広野町一里山３８番地の９ 広野町一里山３８番地の４	令和８年１０月３０日

宇治市告示第１１２号

重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和８年１０月３０日

宇治市長　松村　淳子

重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和５６年宇治市告示第４０号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「の保険医療機関及び保険薬局」を「に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第８８条第１項に規定する指定訪問看護事業者」に改める。

第３条の２の見出し中「施設」を「病院等」に改め、同条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設」を「国民健康保険法第１１６条の２第１項に規定する病院等」に、「施設」を「病院等」に改める。

第１０条に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証の提示に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を利用し、受給者の資格に係る情報の照会を行うことにより、当該保険医療機関等が当該情報を確認することができる場合は、この限りでない。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

公　告

宇治市公告第７８号

都市公園の設置について

次の公園について、都市公園として供用を開始するので、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条の２の規定により公告します。

なお、その関係図面は、宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和８年１０月３０日

宇治市長　松村　淳子

名称	位置及び区域	供用開始日
木幡西浦児童遊園	木幡西浦３１番３	令和８年１０月３０日
木幡西浦第５遊園	木幡西浦４８番８ 木幡西浦４８番１５	
南山第２児童遊園	木幡南山１２番１３６	
南山第１６遊園	木幡南山１７番１４ 木幡南山１７番１５	
平尾北遊園	木幡平尾２８番１０４３	
北山畑第３遊園	木幡北山畑１３番３	
北畠児童遊園	木幡北畠１０番９	
奈良町南遊園	六地蔵奈良町６３番８ 六地蔵奈良町６３番７２ 六地蔵奈良町６３番８８ 六地蔵奈良町６７番３４	

公営企業

宇治市上下水道事業管理規程第４号

宇治市水道事業給水条例施行規程及び宇治市漏水による水道使用料の減額に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和８年９月３０日

宇治市長　松村　淳子

宇治市水道事業給水条例施行規程及び宇治市漏水による水道使用料の減額に関する規程の一部を改正する規程

（宇治市水道事業給水条例施行規程の一部改正）

第１条　宇治市水道事業給水条例施行規程（昭和５４年宇治市水道事業管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

第４条中「水道使用料、メーター使用料および」を「水道料金及び」に改める。

第１６条第１項ただし書中「、宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程」を「、宇治市低所得者の水道料金及び公共下水道使用料の減額に関する規程」に改める。

（宇治市漏水による水道使用料の減額に関する規程の一部改正）

第２条　宇治市漏水による水道使用料の減額に関する規程（平成２９年宇治市水道事業管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

題名中「水道使用料」を「水道料金」に改める。

第１条中「（条例第２５条第１号に規定する水道使用料に限る。以下「水道使用料」という。）」を削る。

第４条第１項中「水道使用料」を「水道料金」に改める。

附　則

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。

（掲示済）

宇治市上下水道事業管理規程第５号

宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和８年９月３０日

宇治市長　松村　淳子

宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程の一部を改正する規程

宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程（令和４年宇治市上下水道事業管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

題名中「の水道使用料」を「の水道料金」に改める。

第１条中「による水道使用料」を「による料金」に改める。

第２条各号列記以外の部分中「家庭用」を「一般用」に、「者（」を「者（一般家庭が生活の用に使用するものに限る。」に、「に水道使用料」を「に水道料金」に、「「使用料」を「「料金等」に改める。

第３条本文中「使用料の」を「料金等の」に、「、低所得者使用料減額申請書（兼同意書）」を「、低所得者料金等減額申請書（兼同意書）」に改める。

第４条中「、使用料」を「、料金等」に、「、低所得者使用料減額（却下）決定通知書」を「、低所得者料金等減額（却下）決定通知書」に改める。

第５条及び第６条本文中「使用料」を「料金等」に改める。

別表第２水道使用料の部を次のように改める。

１　水道料金

区分	水量	減額する額	
基本使用料	８立方メートルまで	口径１３ミリメートル	５８８円
		口径２０ミリメートル	５９２円
		口径２５ミリメートル	９００円
		口径４０ミリメートル	２，２０８円
		口径５０ミリメートル	３，６７２円
		口径７５ミリメートル	７，９２０円
		口径１００ミリメートル	１３，８４０円
		口径１２５ミリメートル	２２，１１６円
		口径１５０ミリメートル	３１，０６８円
超過使用料	９立方メートルから２０立方メートルまで	１立方メートルにつき８１円	
	２１立方メートルから４０立方メートルまで	１立方メートルにつき９９円	
	４１立方メートルから６０立方メートルまで	１立方メートルにつき１０５円	
	６１立方メートルから１００立方メートルまで	１立方メートルにつき１１４円	
	１０１立方メートルか		

	ら１，０００立方メートルまで	１立方メートルにつき１５６円
	１，００１立方メートル以上	１立方メートルにつき１６７円

別記様式第１号中「低所得者使用料減額申請書（兼同意書）」を「低所得者料金等減額申請書（兼同意書）」に、「水道使用料及び」を「水道料金及び」に改める。

別記様式第２号中「低所得者使用料減額決定（却下）通知書」を「低所得者料金等減額決定（却下）通知書」に、「低所得者使用料減額申請」を「低所得者料金等減額申請」に、「水道使用料及び」を「水道料金及び」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第２の規定は、令和８年１０月以後の使用分の水道料金及び公共下水道使用料の減額について適用する。ただし、同年９月使用分及び１０月使用分の水道料金及び公共下水道使用料をまとめて算定する場合における当該１０月使用分の水道料金及び公共下水道使用料の減額については、なお従前の例による。

（宇治市公共下水道使用料条例施行規程の一部改正）

３　宇治市公共下水道使用料条例施行規程（平成２４年宇治市水道事業管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項ただし書中「宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程」を「宇治市低所得者の水道料金及び公共下水道使用料の減額に関する規程」に改める。

（掲示済）

宇治市上下水道事業管理規程第６号

用途別認定基準の一部を改正する基準を、次のとおり定める。

令和８年９月３０日

宇治市長　松村　淳子

用途別認定基準の一部を改正する基準

用途別認定基準（昭和５５年水道事業管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

本則第２項を次のように改める。

２　認定の基準は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

⑴　一般用　浴場営業用及び臨時工事用以外の用に使用する場合

⑵　浴場営業用　公衆浴場法（昭和２３年法律第１３９号）による許可を受けた公衆浴場に使用する場合

⑶　臨時工事用　臨時工事の用に使用する場合

本則第３項中「から第６号」を「及び第３号」に、「家庭用」を「一般用」に改める。

附　則

この基準は、令和８年１０月１日から施行する。

（掲示済）

宇治市上下水道事業管理規程第７号

洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和８年９月３０日

宇治市長　松村　淳子

洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の一部を改正する規程

洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程（平成２６年宇治市水道事業管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「１５，７６５円」を「２３，２３０円」に改め、同条第２号前段中「１５，７６５円」を「２３，２３０円」に、「３１５円」を「４６１円」に改める。

第３条中「、３１，５１５円」を「、４６，２８０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の洗管又は水張りの申込みに係る料金について適用し、施行日前の洗管又は水張りの申込みに係る料金については、なお従前の例による。

（掲示済）

宇治市上下水道事業管理規程第８号

宇治市企業職員給与支給規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和８年１０月１４日

宇治市長　松村　淳子

宇治市企業職員給与支給規程の一部を改正する規程

宇治市企業職員給与支給規程（昭和４４年宇治市水道事業管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項本文中「８４０円」を「１，１２０円」に、「１，６８０円」を「２，２４０円」に改め、同条第４項本文中「１，０８０円」を「１，４４０円」に、「２，１６０円」を「２，８８０円」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、公布の日から施行し、改正後の宇治市企業職員給付支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（災害応急作業等従事手当の内払）

２　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の宇治市企業職員給与支給規程の規定により支給された災害応急作業等従事手当は、改正後の規程の規定による災害応急作業等従事手当の内払とみなす。

（掲示済）

宇治市上下水道事業管理規程第９号

宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和８年１０月１４日

宇治市長　松村　淳子

宇治市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

宇治市水道事業給水条例施行規程（昭和５４年宇治市水道事業管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

第９条中「第１１条第２項」を「第１１条第３項」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

（掲示済）

宇治市上下水道事業管理規程第１０号

宇治市排水設備指定工事業者規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和８年１０月１４日

宇治市長　松村　淳子

宇治市排水設備指定工事業者規程の一部を改正する規程

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成２４年宇治市水道事業管理規程第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第２号中「専属の」を「営業所ごとに」に、「有して」を「選任して」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、京都府内の他の営業所において責任技術者を兼任することを妨げない。

第４条第２項第１号中「証する」を「誓約する」に改め、同項第２号中「及び法人の代表者に係る前号に定める書類」を「、法人の代表者の住民票の写し及び経歴書並びに法人の代表者及びその役員に係る前条第１項第４号アに該当しないことを誓約する書類」に改め、同項第４号中「専属責任技術者名簿」を「責任技術者名簿」に、「書類」を「書類（個人事業主が責任技術者である場合を除く。）」に改め、同項第５号中「専属する」を「選任する」に改め、同項に次の１号を加える。

⑺　前各号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認める書類

第７条第２項第７号及び第１０条第２項第５号中「専属する」を「選任する」に改める。

第１２条中「専属する工事業者」を「所属する指定工事業者」に改める。

別記様式第１号の（表）中「、代表者）が」を「、代表者及びその役員）が」に、「証する」を「誓約する」に、「専属責任技術者名簿」を「責任技術者名簿」に改め、同様式の（裏）中「及び附近見取図」を「及び付近見取図」に、

「　　を「　　に改め、「＿＿線＿＿駅＿＿下車　バス・徒歩＿＿分」を削り、同様式の（裏）の注書第２項中「附近見取図は、最寄りの駅から」を「付近見取図は、」に改める。

附近見取図	付近見取図

」　　」

別記様式第２号中「専属責任技術者名簿」を「責任技術者名簿」に、「　　を「　　に、「専属を確認できるもの」を「雇用関係を証する書類（個人事業主が責任技術者である場合を除く。）」に、「うちいずれか一つ」を「各号のいずれかに該当するもの」に改める。

摘要	兼務する営業所（兼務がなければ記載不要）

」　　」

別記様式第６号中「及び専属する」を「及び選任する」に、「証する」を「誓約する」に、「、附近見取図」を「、付近見取図」に、「に専属する」を「に選任する」に、「、専属責任技術者名簿」を「、責任技術者名簿」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

（掲示済）

宇治市上下水道事業告示第６号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道施設保全課にて一般の縦覧に供します。

令和８年１０月３０日

宇治市長　松村　淳子

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和８年１０月３０日	宇治弐番の一部、広野町尖山の一部・大開の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地 洛南浄化センター